

自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（母及び成人の子2名）のうち、1. 子1名について、住民票上の住所は福島県外にあったものの、原発事故当時は持病の療養のため申立人母及びもう1名の子の自宅（郡山市）に滞在し、平成23年3月に申立人母と共に避難したことを踏まえ、自主的避難等対象区域からの避難者に該当すると判断し、2. もう1名の子については、避難の開始が平成23年10月となったが、避難先への転勤が決まるまで時間を要したという事情があることを踏まえ、同人の避難にも合理性が認められるとした上で、申立人ら全員の避難費用、生活費増加費用等（平成24年8月まで）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金838,800円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の金員のうち、金160,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年11月8日

（仲介委員 大西 英敏）

別紙

項目		期間	金額(円)
避難費用	避難交通費	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 23 年 10 月 15 日まで	68,000
	引越費用	平成 23 年 11 月 15 日	150,800
生活費増加費用	二重生活に伴う 生活費増加分	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 23 年 10 月 15 日まで	210,000
	家財道具購入費	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 23 年 9 月末日まで	250,000
精神的損害		本件事故発生当初の時期	120,000
平成 24 年 12 月 5 日付け東京電力プレスリリースに基づく追加賠償			
追加的費用等		平成 23 年 3 月 11 日から 平成 24 年 8 月末日まで	40,000
合計			838,800
既払金			160,000
合計(既払金控除後)			678,800